

障サ第 42 号
平成22年4月1日

関係法人代表者 殿

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

地域移行支度経費支援事業実施要領の制定について（通知）

このことについて、別添のとおり制定し、平成22年4月1日から適用することとしましたので通知します。

問い合わせ先
施設福祉グループ 遠山
電話 045-210-1111 (内線4725)

地域移行支度経費支援事業 実施要領

(目的)

- 1 この事業は、入所施設の入所者や精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。以下「精神科病院等」という。）の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

- 2 この事業の実施主体は、精神科病院等、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型については神奈川県又は指定都市とし、それ以外の対象施設については市町村とする。

(事業の内容)

- 3 入所施設の入所者又は精神科病院等の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。

(1) 対象施設

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院等、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型

(2) 対象者

(ア) 障害者支援施設、精神科病院等、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設に2年以上入所・入院していた者であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者

(イ) 障害者支援施設、精神科病院等、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設に2年以上入所・入院していた者であって、それらの退所・退院後に、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型を利用し、その後、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者

(3) 対象物品

地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）

(経費の補助)

- 4 当該事業に係る県の補助については、別に定める神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱によるものとする。

(事業の申請及び決定)

- 5 本事業を実施しようとする対象施設は、2に定める実施主体の長が定めるところにより申請するものとする。

- (1) 本事業を実施しようとする対象施設のうち、指定都市、市町村が実施主体となる対象施設は、当該市町村長が定めるところにより、申請するものとする。

(2) 本事業を実施しようとする対象施設のうち、神奈川県が実施主体となる対象施設は、交付要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(ア) 補助を受けようとする者

・地域移行計画書(別紙3)

(イ) 実績報告を行おうとする者

・地域移行実績報告書(別紙4)

・地域移行報告書(別紙5)

・地域移行支度経費受領書(別紙6)

(実施時期)

6 本事業の実施期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(実施上の留意点)

7 事業を行うに当たっては、神奈川県等が対象施設に助成を行い、原則として対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成23年度限りで効力を失う。